厚生労働省発老第０５２３００３号
平 成 ２ ０ 年 ５ 月 ２ ３ 日
最終改正：厚 生 労 働 省 発 老 0820 第 1 号
令 和 ８ 年 ８ 月 ２０ 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１２２条の２に基づく交付金の交付については、別紙「地域支援事業交付金交付要綱」により行うこととされ、平成２０年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村等に対する周知について、ご配慮願いたい。

別　紙

地域支援事業交付金交付要綱

（通則）

1　介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 122 条の２に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 10 年政令第 413 号）、介護保険法第 122 条の２第２項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成 27 年厚生労働省令第 58 号。以下「算定省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第６号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的及び趣旨）

2　この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者等への支援体制の構築等を一体的に推進する。

（交付の対象）

3　この交付金は、それぞれアからエまでに掲げる事業を交付の対象とする。

ア　法第 115 条の 45 第１項第１号及び同項第２号に基づき、平成 18 年６月９日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記１により市町村が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）

イ　法第 115 条の 45 第２項各号及び法第 115 条の 48 に基づき、実施要綱別記２及び３により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第 115 条の 45 第２項第１号から第３号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第４号から第６号及び法第 115 条の 48 に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）

ウ　法第 115 条の 45 第２項第７号に基づき、実施要綱別記４により市町村が行う事業

（以下「介護情報利活用事業」という。）

エ　法第 115 条の 45 第３項に基づき、実施要綱別記５により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）

（交付額の算定方法）

４　この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア　次の表の第１欄に定める区分（当該区分が「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」である場合を除く。）ごとに、第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 26 条第１項及び第３項各号の規定により算定した額をいう。以下 16 において同じ。）を控除した額を選定する。

イ　次の表の第１欄に定める区分が、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業」である場合については、次の（ア）、（イ）又は（ウ）を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額（社会福祉法施行令第 26 条第３項の規定により算定した額をいう。）を控除した額を選定する。

（ア）　第２欄に定める基準額

（イ）　第３欄に定める対象経費（法第 115 条の 47 第４項に基づく委託（以下「総合相談支援事業の一部委託」という。）にかかる経費を除く。）の実支出額（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる実支出額を含む。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が０円を下回る場合は０円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる実支出額を加えた額

（ウ）　総事業費（指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含み、総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を除く。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が０円を下回る場合は０円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を加えた額から寄付金その他の収入額を控除した額

ウ　ア及びイにより選定された額に、第４欄に定める交付率を乗じて得た合計額に、算定省令により市町村ごとに算定された額（以下「総合事業調整交付金」という。）を加えた額から、重層的支援体制整備事業交付要綱に定める総合事業調整交付金の額を控除した額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

１　区分	２　基準額	３　対象経費	４　交付率
介護予防・日常生活支援総	一　次号に掲げる市町村以外の市町村	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給	２０／１００

合事業	次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ　当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２）実施年度の介護予防支援給付費額 ロ　当該市町村における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額 （１）平成26年度の予防給付費額及び平成26年度介護予防等事業費額の合算額に、平成27年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額 （２）実施年度の予防給付費額 二　平成27年度から平成29年度までのいずれかの年度において介護保険法施	料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、サービス・活動事業のうち、訪問型サービス・活動Ｃ及び通所型サービス・活動Ｃに従事する保健師に係る経費を除く。	

	行令第37条の13第８項第８号に規定される特定事情市町村と認められた市町村 　前号に定める額と、次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額 イ　平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び介護保険法施行令第37条の13第８項第６号に規定される経過的特定予防給付費額の合算額に平成30年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号イ（２）に掲げる額を控除して得た額 ロ　平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業費額及び予防給付費額の合算額に平成30年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額から前号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額 ※１　75歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第140条の62の10により算定される率 ※２　平成28年度より介護予防・日常生活支援総合		

	事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成27年度の予防給付費額及び平成27年度介護予防等事業費額の合算額に、平成28年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。 ※３　平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成28年度の予防給付費額及び平成28年度介護予防等事業費額の合算額に、平成29年度から実施年度までの各年度における75歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。		

	なお、市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、対象経費の支出予定額が基準額を超える場合は、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。		
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	平成 26 年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に当該市町村の 65 歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成 28 年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村の 65 歳以上人口の伸び（注）を乗じて得た額とする（以下「原則の上限額」という。）。 なお、平成 29 年度において、以下の(ア)と(イ)の両方の取組を推進する市町村で、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額。以下「特例の上限額」という。）を算出していた場合、引き続き、次の計算式により基準額を算出する。一部事務組合及び広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。 (ア) 少なくとも介護給付適正化の主要５事業（介護保険法施行規則等の一部	包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	３８．５／１００

	を改正する省令（令和６年厚生労働省令第 13 号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 12 第１号イからホまでに掲げる５事業をいう。）を全て実施していること。 （イ）介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。 ※ 平成 26 年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が 12,500 千円未満の市町村は(ア)の要件を満たさなくても可。 ① 地域包括支援センターの運営 25,000 千円 に 当該市町村の実施年度の前年度の 10 月 1 日における 65 歳以上人口を 4,500 で除した値を乗じた額 ※ ただし、この計算の結果が 12,500 千円以下の場合は 12,500 千円とする。 ② 任意事業の実施 930 円に当該市町村の実施年度の前年度の 10 月 1 日における 65 歳以上人口を乗じて得た額 なお、特例の上限額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額		

	を超えても差し支えない。 一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（ａ）又は（ｂ）のいずれか高い金額を超えてはならない。 （ａ）②により算出される額 （ｂ）①及び②の合計額を基準額として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村の 65 歳以上人口の伸び率 （注）10 月 1 日時点の住民基本台帳における 65 歳以上人口の実施年度を除く直近３か年の平均伸び率		
包括的支援事業（社会保障充実分）	以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が認める額とする。 なお、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業、住民参画・官民連携推進事業、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置及び地域ケア会議については、現に実施されていないことがあり得るが、その場合は、標準額に含めることはできない。 ① 実施要綱の別記３の１に掲げる在宅医療・介護連		

	携推進事業 ・(a)及び(b)の合計額 (a)1,058 千円 (b)3,761 千円×地域包括支援センター数（注） ② 実施要綱の別記３の２に掲げる生活支援体制整備事業 ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置及び協議体の設置 ・第１層（市町村圏域）8,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・第２層（日常生活圏域）4,000 千円× 日常生活圏域数（法第 117 条第２項第１号の区域をいう。以下同じ。）の数 ※ 日常生活圏域が１つである場合は、第２層は算定できない。 ・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施 8,000 千円 ※ ただし、地域包括支援センター以外に配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担		

	う場合や、重層的支援体制整備事業として実施する場合には4,000千円とする。 また、指定都市並びに一部事務組合及び広域連合の場合は、以下の額により算定することとする。 a　指定都市（重層的支援体制整備事業を実施していない場合） 以下(a)から(b)の合計額 (a)8,000千円 × 本事業を実施する行政区の数（地域包括支援センターに配置された生活支援コーディネーターが本事業の実施を担う場合（以下「センターでの実施」という。）に限る。） (b)4,000千円 × 本事業を実施する行政区の数（センターでの実施を除く。） b　指定都市（重層的支援体制整備事業を実施している場合） 4,000千円 × 本事業を実施する行政区の数 c　一部事務組合及び広域連合 以下の(a)から(b)の合計額		

	(a)8,000 千円 × 本事業を実施する構成市町村の数（重層的支援体制整備事業として実施する場合を除き、センターでの実施に限る。） (b)4,000 千円 × 本事業を実施する構成市町村の数（(a)の算定対象となる構成市町村を除く。） ※ ただし、生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためのネットワークづくりを行う場合は、800 千円を加算する。なお、指定都市の場合は、当該額に本取組を実施する行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に本取組を実施する構成市町村の数を乗じることとする。 ・住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000 千円		

	※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ③ 実施要綱の別記３の３に掲げる認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 10,266 千円 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症地域支援・ケア向上事業 11,302 千円 ※　ただし、専任の認知症地域支援推進員を配置する場合は、16,389 千円とする。 　また、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。 ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 4,529 千円 ※　ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額		

	に構成市町村の数を乗じることとする。 ④ 実施要綱の別記３の４に掲げる地域ケア会議推進事業 ・1,272 千円× 地域包括支援センター数(注) （注）法第 115 条の 46 第１項に規定する地域包括支援センターをいう。 ・居住支援連携加算 300 千円 実施要綱の別記２の３（２）に定める地域ケア推進会議に支援協議会の構成員が参加するなど連携体制が構築されている場合に加算する。 ※ ただし、指定都市の場合は、当該額に連携体制が構築されている行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に連携体制が構築されている構成市町村の数を乗じることとする。		
介護情報利活用事業	厚生労働大臣が必要と認める額	介護情報基盤の運用経費に係る負担金	

（交付金の概算払）

5　厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

（交付の条件）

6　この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1)　事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。

(2)　事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

(3)　事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

(4)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

(5)　事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(6)　地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7)　事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8)　交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

7　この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1)　適正化法第 26 条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　市町村の長は、別紙様式第２を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第８により関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2)　(1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第２を、関係書類とともに、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（変更申請手続）

８　この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。

(1)　適正化法第 26 条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　市町村の長は、別紙様式第３を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第８により関係書類を添えて、毎年度２月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2)　(1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第３を、関係書類とともに、毎年度２月末日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（交付決定までの標準的期間）

９　この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。

(1)　適正化法第 26 条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、７の(1)のア若しくは８の(1)のアによる申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に地方厚生（支）局長に提出するものとし、地方厚生（支）局長は、申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(2)　(1)以外の場合、地方厚生（支）局長は、７の(2)若しくは８の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

10　適正化法第 26 条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について地方厚生（支）局長の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第５又は別紙

様式第６により、速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（実績報告）

11　この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1)　適正化法第 26 条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア　市町村の長は、別紙様式第４を、関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ　都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第８により関係書類を添えて、翌年度６月末日（６の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2)　(1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第４を、関係書類とともに、翌年度６月末日（６の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

（交付金の額の確定の通知）

12　適正化法第 26 条第２項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について地方厚生（支）局長の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第７により、速やかに確定の通知を行うものとする。

（交付金の返還）

13　地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

14　特別の事情により４、７、８及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

15　本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域

子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。

なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成 29 年３月 31 日付け健健発 0331 第１号、雇児総発 0331 第４号、社援地発 0331 第１号、障企発 0331 第１号、老振発 0331 第１号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。

16　重層的支援体制整備事業を実施する場合には、４に定めるとおり、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額と地域支援事業の実施に要する額を合算した額を、第１欄に定める区分ごとに、第２欄に定める基準額と比較することにより上限額が管理されることに留意すること。

別紙様式第1

（元号）　年度地域支援事業交付金調書

（元号）　年度厚生労働省所管

（地方公共団体名）

国			地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

1　「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。

2　「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。

3　「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式第２

第　　号
（元号）　年　月　日

地方厚生（支）局長　殿

市 町 村 長
広域連合代表
組　合　長

（元号）　　年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　交付金申請額　　金　　円

内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	金	円
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金	円
	包括的支援事業（社会保障充実分）	金	円
	介護情報利活用事業	金	円

２　添付書類（以下該当する様式のみを添付すること）

全事業共通

（1）　（元号）　年度地域支援事業交付金所要額調（様式１）
（2）　（元号）　年度任意事業実施計画書（様式２）
（3）　（元号）　年度包括的支援事業（社会保障充実分）計画書（様式３）
（4）　（元号）　年度歳入歳出予算書（見込書）抄本

該当がある場合のみ

（5）（元号）　年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書（様式１別添１）

別紙様式第2様式1

（元号）　年度地域支援事業交付金所要額調

区　　分	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C（A－B）	対象経費支出予定額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	備　考
	円	円	円	円	円	円	円	
1　介護予防・日常生活支援総合事業								
（1）　訪問型サービス（第1号訪問事業）								
ア　従前相当サービス								
イ　サービス・活動A								
ウ　サービス・活動B								
エ　サービス・活動C								
オ　サービス・活動D								
カ　その他								
（2）　通所型サービス（第1号通所事業）								
ア　従前相当サービス								
イ　サービス・活動A								
ウ　サービス・活動B								
エ　サービス・活動C								
オ　その他								
（3）　その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）								
ア　栄養改善を目的とした配食								
イ　定期的な安否確認及び緊急時の対応								
ウ　訪問型サービスと通所型サービスを複合的に行う事業								
エ　その他								
（4）　介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）								
（5）　審査支払手数料								
（6）　高額介護予防サービス費相当事業等								
（7）　一般介護予防事業								
ア　介護予防把握事業								
イ　介護予防普及啓発事業								
ウ　地域介護予防活動支援事業								
エ　一般介護予防事業評価事業								
オ　地域リハビリテーション活動支援事業								
2　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業								
（1）　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）								
（2）　任意事業								
ア　介護給付等費用適正化事業								
イ　家族介護支援事業								
ウ　法第115条の45第3項第3号に基づくその他の事業								
3　小　　計（1＋2）								
4　包括的支援事業（社会保障充実分）								
（1）　在宅医療・介護連携推進事業								
（2）　生活支援体制整備事業								
ア　生活支援コーディネーター・協議体								
イ　住民参画・官民連携推進事業								
ウ　生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業								
エ　就労的活動支援コーディネーター								
（3）　認知症総合支援事業								
ア　　認知症初期集中支援推進事業								
イ　　認知症地域支援・ケア向上事業								
ウ　　認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業								
（4）　地域ケア会議推進事業								
5　介護情報利活用事業								
6　合　　計（3＋4＋5）								

上限設定の選択
①　総合事業
②　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業
③　包括的支援事業（社会保障充実分）

個別協議の有無
①　総合事業
②　包括的支援事業（社会保障充実分）

総合事業調整交付金
④　調整基準標準事業費額
円
⑤　総合事業調整交付金所要額
円

重層的支援体制整備事業の実施有無

重層的支援体制整備事業に要する費用相当額
総額（①＋②＋③）
円
①　地域介護予防活動支援事業費相当額
円
②　地域包括支援センターの運営費相当額
円
③　生活支援体制整備事業費相当額
円

保 険 者 名	
市区町村ｺｰﾄﾞ	
都道府県名	
都道府県ｺｰﾄﾞ	
C・D	

（注）　1　A欄には、交付要綱4にいう総事業費（2（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、交付要綱4イ（ウ）の「総事業費（指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含み、総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を除く。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が0円を下回る場合は0円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を加えた額」）を記入すること。

2　B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額（2（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、指定介護予防支援等にかかる収入額を除く。）を記入すること。

3　D欄には、交付要綱4にいう対象経費の実支出額（2（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、交付要綱4イ（イ）の額）の予定額を記入すること。

4　E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

5　F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。

6　G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

7　重層的支援体制整備事業に要する費用相当額のうち、①地域介護予防活動支援事業費相当額は社会福祉法施行令第26条第1項の規定により算定した額、②地域包括支援センターの運営費相当額は社会福祉法施行令第26条第3項第1号の規定により算定した額、③生活支援体制整備事業費相当額は社会福祉法施行令第26条第3項第2号の規定により算定した額を記入すること。

別紙様式第2様式1別添1

（元号） 年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施計画書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

	都道府県名	
	保険者名	

基本情報	1 実施主体		市
	2 総合事業への移行年度		
	3 対象経費支出予定額	令和8年度	
	4 原則の上限額 （介護保険法施行令第37条の13第4項）	基本の上限額 （第1号イ）	
		介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額（第1号ロ）	
		特例イ （第2号イ）	
		特例ロ （第2号ロ）	
		上限超過額	
	5 人口	令和7年10月1日	
	6 75歳以上人口	令和4年10月1日	
		令和7年10月1日	
		75歳以上被保険者数変動率	
	7 65歳以上人口	令和7年10月1日	
	8 高齢者1人あたり事業費		
	9 上限超過の承認を希望する額		
上限超過の理由（該当理由を選択）	① 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施 （上限額告示第2号関係）		
	② 当該年度の75歳以上被保険者数変動率（介護保険法施行令第37条の13第8項第5号に規定する75歳以上被保険者数変動率をいう。以下同じ。）が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 （上限額告示第3号関係）		
	③ 当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施 （上限額告示第4号関係）		
	④ 離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施（当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限る。） （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係）		
	⑤ 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施 （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係）		

具体的な内容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 （4の記入も必要）	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択	
		(2)新たなプログラムの開始年度	
		(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費（見込額）	
		(4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費（見込額）	
		(5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無（有の場合に〇。4(3)の記入が必要。）	
	2 理由②を選択した場合は記入 （4の記入も必要）	費用低減が見込まれる年度	
		費用を低減させる方法	
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度（令和6年度）の末日における認定率	
		前々年度（令和6年度）の末日における調整済み認定率	
		前々々年度（令和5年度）の末日における認定率	
		前々年度（令和6年度）の末日におけるサービス利用率	
		前々々年度（令和5年度）の末日におけるサービス利用率	

4 理由①・②を選択した場合には、以下の項目に沿って具体的な内容を記載（理由①の費用低減計画に該当）

(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況（理由①・②共通）

	事業費（千円）	個別協議の有無（有：●、無：ー）	上限超過額（千円）
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			

(2)3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策（理由①のみ）

(3)（1(5)が〇の場合のみ）新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額

※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（令和6年厚生労働省告示第19号）をさす。
※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について（令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知）をさす。

別紙様式第2様式1別添2

市町村名：

地域包括支援センター運営費別表

＜地域包括支援センターの運営にかかる収支＞

支出			収入			
	金額（円）	補足		金額（円）	補足	設置する地域包括支援センター数
① 総事業費	円	以下の金額を含めて記入すること。 ・指定介護予防支援等の業務にかかる経費 ・介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託する場合における委託費 ・総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	③ 寄付金その他の収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額（④）を**除いた**寄付金その他の収入額を記入すること。	
② 対象経費支出予定額	円		④ 指定介護予防支援等にかかる収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額を記入する。	か所

（記載上の注意）

・①～④は、交付要綱4に基づく金額ではなく、上記の補足事項を踏まえて記入すること。

・地域包括支援センター数は、法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの数を記入すること。

・総合相談支援事業の一部委託を行っている場合には、①～④に加えて以下の⑤も記入すること。（⑤は①・②の内数。なお、一部委託を行っていない場合には0円とすること。）

⑤　総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	円

＜交付要綱4に基づく所要額の計算欄＞

支出			収入			差引額		
	金額（円）	備考		金額（円）	備考		金額（円）	備考
⑥（＝①－⑤） 委託費を除いた総事業費	円		④（再掲） 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑦（＝⑥－④＋⑤） 差引額	円	様式1の**A欄**に対応
			③（再掲） 寄付金その他の収入額	円	様式1の**B欄**に対応	⑧＝⑦－③ 差引額	円	様式1の**C欄**に対応
⑨（＝②－⑤） 委託費を除いた対象経費支出予定額	円		④（再掲） 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑩（＝⑨－④＋⑤） 差引額	円	様式1の**D欄**に対応

（注）計算過程において、⑥－④・⑨－④の値が0円以下となる場合には、当該値を0円として計算を行う。

別紙様式第2様式2

（元号） 年度任意事業実施計画書

任意事業 （交付要綱3のエの事業）

実施主体	

	事業名	対象経費支出予定額 （単位：円）	事業内容	実施目標
介護給付費等 費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との突合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家族介護支援事業	⑦ 家族介護者への個別・集団支援			
	⑧ 地域でのネットワーク構築			
	⑨ ニーズ把握・事業評価			
	⑩ 介護教室の開催			
	⑪ 認知症高齢者等見守り事業			
	⑫ 健康相談・疾病予防等事業			
	⑬ 介護自立支援事業			
	⑭ 介護用品の支給			
法第115条の45 第3項第3号に基づく その他の事業	⑮ 成年後見制度利用支援事業			
	⑯ 福祉用具・住宅改修支援事業			
	⑰ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			
	⑱ 認知症サポーター等養成事業			
	⑲ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	⑳ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業			
	㉑ 介護サービスの質の向上に資する事業			
	㉒ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業			
	㉓ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業			
合計				

（注）

1 実施している各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
なお、同一事業内で複数の取組を実施している場合には、番号を付すなどして分かるようにすること。

3 「実施目標」には、各事業が1年間で達成すべき目標について、定量的・定性的な観点から記入すること。

4 「⑭ 介護用品の支給」を実施する場合は、本様式に加えて別添の計画書を作成の上、添付すること。

別紙様式第2様式2別添

（元号）　年度介護用品支給事業計画書

市町村名：

（1） 過去5年間の対象経費支出予定額

令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度	令和　年度
千円	千円	千円	千円	千円

※ 過去5年間については、各年度当初交付申請時（令和3年度にあっては交付申請時）の対象経費支出予定額を**千円単位で**記入すること。

（2） 令和6年度から8年度の交付上限額

令和5年度の対象経費支出予定額	千円	× 38.5% ＝	千円

（3） 令和6年度から8年度の交付上限額 （やむを得ない事情により計画的な取組の実施に支障がある場合）

令和5年度の対象経費支出予定額	千円	× 1.073 × 38.5% ＝	千円

（4） やむを得ない事情により交付額の引き上げが必要である場合の協議 （協議を行う市町村のみ記入）

① 協議要件への該当性

令和5年度と比較して、高齢者の所得段階の分布が下方に変動する見込である場合	
令和5年度と比較して、高齢者の要介護度の分布が上方に変動する見込である場合	
その他やむを得ない事情	

※ 要件に該当する場合、「○」を記入すること。

② ①で「その他やむを得ない事情」を選択した場合、その内容

（5） 令和　年度における介護用品支給事業の実施予定

	合計	地域支援事業	市町村特別給付	保健福祉事業	一般財源
支給予定人数	人	人	人	人	人
対象経費支出予定額	千円	千円	千円	千円	千円

※ 表には、地域支援事業以外の財源も含めた介護用品支給事業の実施予定について、財源別に支給予定人数と対象経費支出予定額を記入すること。

（6） 地域支援事業における事業実施計画

① 支給予定人数　人

	第1～3段階	第4段階	第5段階
要介護5	人	人	人
要介護4	人	人	人
要介護3	人	人	人
要介護1～2	人	人	人
要支援1～2	人	人	人
事業対象者	人	人	人

※ 表には、認定区分ごと、所得段階ごとに支給予定人数を記入すること。（合計は（5）の地域支援事業欄と一致すること。）

② 1人あたり支給上限額

年間	千円

※ 現物を支給している場合は、金額に換算の上、記入すること。

※ 所得別など条件別に支給上限額を設けている場合は右記に詳細を記入すること。

（条件別に支給上限額を設けている場合の詳細）

③ 交付希望額

令和　年度の対象経費支出予定額	千円	× 38.5% ＝	千円

（7） 事業の廃止・縮小に向けた具体的方策

	廃止・縮小の別	縮小の場合、具体的な取組	廃止の場合、廃止後の移行先等
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			

※ 「廃止・縮小の別」欄には、廃止又は縮小のいずれかを記入すること。

※ 「縮小の場合、具体的な取組」欄は、支給対象者・支給金額・支給対象物品の制限、新規利用者の他事業への移行等、廃止に向けて実施する取組を記入すること。
（なお、この場合の「具体的な取組」には、単に廃止に向けた検討を行うことは含まない。）

※ 「廃止の場合、廃止後の移行先等」欄には、「市町村特別給付への移行」、「保健福祉事業への移行」、「一般財源への移行」、「完全廃止」のいずれかを記入すること。

別紙様式第2様式3

（元号）　年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施計画書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）

実施主体	○○市					
社会保障充実分 対象経費支出予定額 （A）	円		標準額 （4事業の合計額）（B）	円		
① 在宅医療・介護 連携推進事業	対象経費支出予定額	ア(イ)等の会議	イ（ア）の相談窓口	イ（ア）のコーディネーター	イ（ウ）②多職種研修	イ（ウ）②その他の研修
	円	回	箇所	人	回	回
② 生活支援体制 整備事業	対象経費支出予定額	第1層生活支援コーディネーターの配置有無	第2層生活支援コーディネーターの配置有無	住民参画・官民連携推進事業の実施有無	生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施有無・方法	生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためのネットワークづくりの実施有無	就労的活動支援コーディネーターの配置有無
	円						
③ 認知症総合支援 事業	対象経費支出予定額	認知症初期集中支援チーム設置	認知症地域支援推進員設置	うち専任の認知症地域支援推進員設置	チームオレンジコーディネーター	
	円	箇所	箇所	箇所	人	
④ 地域ケア会議 推進事業	対象経費支出予定額	地域ケア会議の実施有無	地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無			
	円					
（社会保障充実分対象経費支出予定額（A） が標準額（4事業の合計額）（B）を超過する場合） 主な理由						

（注）

1 「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。

2 在宅医療・介護連携推進事業のア（イ）、イ（ア）、イ（ウ）②については、実施要綱の事業内容 ア（イ）、イ（ア）、イ（ウ）② とする。

別紙様式第３

第　　号
（元号）　年　月　　日

地方厚生（支）局長　　殿

市　町　村　長
広域連合代表
組　　合　　長

（元号）　　年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

（元号）　　年　　月　　日　　厚発　　第　　号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　今回追加交付（一部取消）申請額　　金　　円
内訳　交付金既交付決定額　　金　　円
　　変更後交付金所要額　　金　　円

		交付金既交付決定額（A）	変更後交付金所要額（B）	今回追加交付（一部取消）申請額（B）―（A）
地域支援事業交付金		円	円	円
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業			
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業			
	包括的支援事業（社会保障充実分）			
	介護情報利活用事業			

２　変更を必要とする理由

３　変更に要する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保険者名					
都道府県ｺｰﾄﾞ		市区町村ｺｰﾄﾞ			C･D

別紙様式第４

第　　号
（元号）　年　月　日

地方厚生（支）局長　殿

市 町 村 長
広域連合代表
組　合　長

（元号）　年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

（元号）　年　月　日　厚発　第　号で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

（添付書類）

全事業共通

１（元号）　年度地域支援事業交付金精算書（様式１）
２（元号）　年度任意事業実施報告書（様式２）
３（元号）　年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書（様式３）
４（元号）　年度歳入歳出決算（見込）書抄本
（内訳として、支給実績内訳書（円単位、任意様式）等を添付すること。）

該当がある場合のみ

５（元号）　年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書（様式１別添１）

保 険 者 名					
都道府県ｺｰﾄﾞ		市区町村ｺｰﾄﾞ			C・D

別紙様式第4様式1

（元号）　年度地域支援事業交付金精算書

区　　分	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C（A－B）	対象経費実支出額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	交付金交付決定額 H	交付金受入済額 I	差引過不足額 I－G 超過額 J	差引過不足額 I－G 不足額 K	備　考
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1　介護予防・日常生活支援総合事業												
（1）　訪問型サービス（第1号訪問事業）												
ア　従前相当サービス												
イ　サービス・活動A												
ウ　サービス・活動B												
エ　サービス・活動C												
オ　サービス・活動D												
カ　その他												
（2）　通所型サービス（第1号通所事業）												
ア　従前相当サービス												
イ　サービス・活動A												
ウ　サービス・活動B												
エ　サービス・活動C												
オ　その他												
（3）　その他生活支援サービス（第1号生活支援事業）												
ア　栄養改善を目的とした配食												
イ　定期的な安否確認及び緊急時の対応												
ウ　訪問型サービスと通所型サービスを複合的に行う事業												
エ　その他												
（4）　介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）												
（5）　審査支払手数料												
（6）　高額介護予防サービス費相当事業等												
（7）　一般介護予防事業												
ア　介護予防把握事業												
イ　介護予防普及啓発事業												
ウ　地域介護予防活動支援事業												
エ　一般介護予防事業評価事業												
オ　地域リハビリテーション活動支援事業												
2　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
（1）　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）												
（2）　任意事業												
ア　介護給付等費用適正化事業												
イ　家族介護支援事業												
ウ　法第115条の45第3項第3号に基づくその他の事業												
3　小　　計（1＋2）												
4　包括的支援事業（社会保障充実分）												
（1）　在宅医療・介護連携推進事業												
（2）　生活支援体制整備事業												
ア　生活支援コーディネーター・協議体												
イ　住民参画・官民連携推進事業												
ウ　生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業												
エ　就労的活動支援コーディネーター												
（3）　認知症総合支援事業												
ア　認知症初期集中支援推進事業												
イ　認知症地域支援・ケア向上事業												
ウ　認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
（4）　地域ケア会議推進事業												
5　介護情報利活用事業												
6　合　　計（3＋4＋5）												

（注）

1　A欄には、交付要綱4にいう総事業費（2（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、交付要綱4イ（ウ）の「総事業費（指定介護予防支援等の業務にかかる経費を含み、総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を除く。）から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額（当該額が0円を下回る場合は0円とする。）に総合相談支援事業の一部委託にかかる経費を加えた額」）を記入すること。

2　B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額（2（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、指定介護予防支援等にかかる収入額を除く。）を記入すること。

3　D欄には、交付要綱4にいう対象経費の実支出額（2（1）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）については、交付要綱4イ（イ）の額）を記入すること。

4　E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

5　F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。

6　G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。）を記入すること。

7　H欄及びI欄には、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含めない。

8　重層的支援体制整備事業に要する費用相当額のうち、①地域介護予防活動支援事業費相当額は社会福祉法施行令第26条第1項の規定により算定した額、②地域包括支援センターの運営費相当額は社会福祉法施行令第26条第3項第1号の規定により算定した額、③生活支援体制整備事業費相当額は社会福祉法施行令第26条第3項第2号の規定により算定した額を記入すること。

上限設定の選択	個別協議の有無
①　総合事業	①　総合事業
②　包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業	②　包括的支援事業（社会保障充実分）
③　包括的支援事業（社会保障充実分）	

総合事業調整交付金	重層的支援体制整備事業の実施有無
①　調整基準標準事業費額	
円	
②　総合事業調整交付金所要額	
円	

保 険 者 名	
都道府県ｺｰﾄﾞ	
市区町村ｺｰﾄﾞ	
C・D	

重層的支援体制整備事業に要する費用相当額
総額（①＋②＋③）
円
①　地域介護予防活動支援事業費相当額
円
②　地域包括支援センターの運営費相当額
円
③　生活支援体制整備事業費相当額
円

別紙様式第4様式1別添1

（元号）　年度介護予防・日常生活支援総合事業の上限額引き上げに係る事業実施報告書

介護予防・日常生活支援総合事業（交付要綱3のアの事業）

都道府県名	
保険者名	

基本情報	1 実施主体		市
	2 総合事業への移行年度		
	3 対象経費実支出額	令和8年度	
	4 原則の上限額 （介護保険法施行令第37条の13第4項）	基本の上限額　（第1号イ）	
		介護予防給付全体の伸びを考慮する上限額（第1号ロ）	
		特例イ　（第2号イ）	
		特例ロ　（第2号ロ）	
		上限超過額	
	5 人口	令和7年10月1日	
	6 75歳以上人口	令和4年10月1日	
		令和7年10月1日	
		75歳以上被保険者数変動率	
	7 65歳以上人口	令和7年10月1日	
	8 高齢者1人あたり事業費		
	9 上限超過の承認を希望する額		
上限超過の理由（該当理由を選択）	① 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業（以下「新たなプログラム」という。）の実施 （上限額告示第2号関係）		
	② 当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 （上限額告示第3号関係）		
	③ 当該年度の前年度の10月1日における人口が1万人未満の市町村による地域の人材や社会資源の活用を図るための必要な措置の実施 （上限額告示第4号関係）		
	④ 離島等の市町村による介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施 （当該年度の当該市町村における高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額が、高齢者1人当たり介護予防・日常生活支援総合事業費額の全国の平均額として定める額未満である場合に限る。） （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(1)関係）		
	⑤ 効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施 （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(5)関係）		
	⑥ 災害による居宅要支援被保険者等の数の増加 （上限額告示第1号関係）		
	⑦ 当該年度の75歳以上被保険者数変動率を上回る率での介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を利用する被保険者数の増加 （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(2)関係）		
	⑧ 第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）、第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）及び第一号介護予防支援事業（同号ニに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）に従事する者の賃金を更に引き上げるための措置の実施 （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(3)関係）		
	⑨ 継続利用要介護者（介護保険法施行規則第140条の62の4第3号に該当する者をいう。以下同じ。）に対する第一号事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業をいう。以下同じ。）の実施 （上限額告示第5号・上限額通知の別紙1(4)関係）		

具体的な内容	1 理由①を選択した場合は記入・選択 （4の記入も必要）	(1)新たなプログラムの類型 ※複数ある場合には代表的なものを1つ選択	
		(2)新たなプログラムの開始年度	
		(3)新たなプログラムの開始3年度目の事業費（見込額）	
		(4)新たなプログラムの開始3年度目の翌年度の事業費（見込額）	
		(5)開始2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が開始1年度目の当該額を上回る見込みの有無（有の場合に〇。8(3)の記入が必要。）	
	2 理由②を選択した場合は記入 （4の記入も必要）	費用低減が見込まれる年度	
		費用を低減させる方法	
	3 理由⑤を選択した場合は記入	前々年度（令和6年度）の末日における認定率	
		前々年度（令和6年度）の末日における調整済み認定率	
		前々々年度（令和5年度）の末日における認定率	
		前々年度（令和6年度）の末日におけるサービス利用率	
		前々々年度（令和5年度）の末日におけるサービス利用率	
	4 理由⑥を選択した場合は記入	災害による居宅要支援被保険者等の数の増加有無（有の場合に〇）	
	5 理由⑦を選択した場合は記入	介護予防支援費変動率	
	6 理由⑧を選択した場合は記入	介護職員等処遇改善加算等の支給に要した費用	
	7 理由⑨を選択した場合は記入	継続利用要介護者に係る第一号事業の実施に要した額	

8 理由①・②を選択した場合には、以下の項目について実績報告時の状況を踏まえて記載（理由①の費用低減計画に該当）

(1)平成30年度からの事業費の推移、個別協議及び上限超過額の状況（理由①・②共通）

	事業費（千円）	個別協議の有無（有：●、無：ー）	上限超過額（千円）
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度			
令和8年度			

(2)3年度目の翌年度には、介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用が原則の上限額以下となるための方策（理由①のみ）

(3)（1(5)が〇の場合のみ）新たなプログラムを開始した日が1年度目の途中であること又は2年度目以降に新たなプログラムの実施対象地域の拡大を予定していること等の事情により、予め2年度目の新たなプログラム等の実施に要する額が1年度目の当該額を上回ることが見込まれる場合、上回る理由と上回る額

※「上限額告示」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由（令和6年厚生労働省告示第19号）をさす。
※「上限額通知」は、介護保険法施行令第37条の13第5項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事由第5号の規定に基づき厚生労働省老健局長が定める事由について（令和6年3月29日老発0329第18号厚生労働省老健局長通知）をさす。

別紙様式第4様式1別添2

市町村名：

地域包括支援センター運営費別表

＜地域包括支援センターの運営にかかる収支＞

支出			収入			
	金額（円）	補足		金額（円）	補足	設置した地域包括支援センター数
① 総事業費	円	以下の金額を含めて記入すること。 ・指定介護予防支援等の業務にかかる経費 ・介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業所へ委託した場合における委託費 ・総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	③ 寄付金その他の収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額（④）を**除いた**寄付金その他の収入額を記入すること。	
② 対象経費実支出額	円		④ 指定介護予防支援等にかかる収入額	円	指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業にかかる収入額を記入する。	か所

（記載上の注意）

・①～④は、交付要綱4に基づく金額ではなく、上記の補足事項を踏まえて記入すること。

・地域包括支援センター数は、法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターの数を記入すること。

・総合相談支援事業の一部委託を行った場合には、①～④に加えて以下の⑤も記入すること。（⑤は①・②の内数。なお、一部委託を行っていない場合には0円とすること。）

⑤　総合相談支援事業の一部委託にかかる委託費	円

＜交付要綱4に基づく所要額の計算欄＞

支出			収入			差引額		
	金額（円）	備考		金額（円）	備考		金額（円）	備考
⑥（＝①－⑤） 委託費を除いた総事業費	円		④（再掲） 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑦（＝⑥－④＋⑤） 差引額	円	様式1の**A欄**に対応
			③（再掲） 寄付金その他の収入額	円	様式1の**B欄**に対応	⑧＝⑦－③ 差引額	円	様式1の**C欄**に対応
⑨（＝②－⑤） 委託費を除いた対象経費実支出額	円		④（再掲） 指定介護予防支援等にかかる収入額	円		⑩（＝⑨－④＋⑤） 差引額	円	様式1の**D欄**に対応

（注）計算過程において、⑥－④・⑨－④の値が0円以下となる場合には、当該値を0円として計算を行う。

別紙様式第4様式2

（元号） 年度任意事業実施報告書

任意事業 （交付要綱3のエの事業）

実施主体	

	事業名	対象経費実支出額 （単位：円）	事業内容	効果
介護給付費等 費用適正化事業	① 認定調査状況チェック			
	② ケアプラン等の点検			
	③ 医療情報との突合・縦覧点検			
	④ 給付費実績を活用した分析・検証事業			
	⑤ 介護サービス事業者等への適正化支援事業			
	⑥ 介護給付費通知			
家族介護支援事業	⑦ 家族介護者への個別・集団支援			
	⑧ 地域でのネットワーク構築			
	⑨ ニーズ把握・事業評価			
	⑩ 介護教室の開催			
	⑪ 認知症高齢者等見守り事業			
	⑫ 健康相談・疾病予防等事業			
	⑬ 介護自立支援事業			
	⑭ 介護用品の支給			
法第115条の45 第3項第3号に基づく その他の事業	⑮ 成年後見制度利用支援事業			
	⑯ 福祉用具・住宅改修支援事業			
	⑰ 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業			
	⑱ 認知症サポーター等養成事業			
	⑲ 重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業			
	⑳ 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業			
	㉑ 介護サービスの質の向上に資する事業			
	㉒ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業			
	㉓ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業			
合計				

（注）

1 実施した各事業について、当該市町村における実施要綱等関係書類を添付すること。

2 「事業内容」には、当該市町村における事業内容を具体的かつ簡潔に記入すること。
なお、同一事業内で複数の取組を実施した場合には、番号を付すなどして分かるようにすること。

3 「効果」には、事業計画書の目標に対して達成した効果について、定量的・定性的な観点から記入すること。

4 ⑭介護用品の支給を実施した場合には、以下も記入すること。

実施年度末における廃止・縮小の状況	（縮小の場合）令和 年度と比較した際の具体的な縮小内容	（廃止の場合）廃止後の移行先等

別紙様式第4様式3

（元号）　年度包括的支援事業（社会保障充実分）実施報告書

包括的支援事業（社会保障充実分）（交付要綱3のイの事業）

<table>
<tr><td>実施主体</td><td colspan="7">〇〇市</td></tr>
<tr><td>社会保障充実分
対象経費実支出額</td><td colspan="3">円</td><td>標準額
（4事業の合計額）</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">① 在宅医療・介護
連携推進事業</td><td>対象経費実支出額</td><td>ア(イ)等の会議</td><td>イ（ア）の相談窓口</td><td>イ（ア）のコーディネーター</td><td>イ（ウ）②多職種研修</td><td colspan="2">イ（ウ）②その他の研修</td></tr>
<tr><td>円</td><td>回</td><td>箇所</td><td>人</td><td>回</td><td colspan="2">回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">② 生活支援体制
整備事業</td><td>対象経費実支出額</td><td>第1層生活支援
コーディネーターの
配置有無</td><td>第2層生活支援
コーディネーターの
配置有無</td><td>住民参画・官民連
携推進事業の実施
有無</td><td>生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施有無・方法</td><td>生活支援コーディネーターによる家族介護者支援にかかる地域課題に対応するためのネットワークづくりの実施有無</td><td>就労的活動支援
コーディネーターの
配置有無</td></tr>
<tr><td>円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">③ 認知症総合支援
事業</td><td>対象経費実支出額</td><td>認知症初期集中支援チーム設置</td><td colspan="2">認知症地域支援推進員設置
うち専任の認知症地域支援推進員設置</td><td colspan="2">チームオレンジコーディネーター</td></tr>
<tr><td>円</td><td>箇所</td><td>箇所</td><td>箇所</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">④ 地域ケア会議
推進事業</td><td>対象経費実支出額</td><td colspan="2">地域ケア会議の実施有無</td><td colspan="4">地域ケア会議における居住支援協議会との連携有無</td></tr>
<tr><td>円</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）

1 「標準額（4事業の合計額）」には、交付要綱4に定める基準額を記載すること。

2 在宅医療・介護連携推進事業のア（イ）、イ（ア）、イ（ウ）②については、実施要綱の事業内容 ア（イ）、イ（ア）、イ（ウ）② とする。

別紙様式第5

番　　号

（元号）　　年度地域支援事業交付金交付決定通知書

（市町村名）

（元号）　年　月　日　第　号で申請のあった介護保険法（平成9年法律第123号）第122条の2に基づく（元号）　年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「適正化法」という。）｛第6条第1項の規定により／第6条第3項の規定により、修正のうえ｝（元号）　年　月　日　厚発　第　号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

（元号）　年　月　日

都道府県知事

1　交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号）〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は｛（元号）　年　月　日第　号申請書記載のとおり／2のとおり｝である。

2　事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3　事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区　　分	事業に要する経費		交付金の額	
介護予防・日常生活支援総合事業	金	円	金	円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金	円	金	円
包括的支援事業（社会保障充実分）	金	円	金	円
介護情報利活用事業	金	円	金	円

4　交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5　この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6　事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）　年　月　日とする。

別紙様式第６

番　　号

（元号）　年度地域支援事業交付金変更交付決定通知書

（市町村名）

（元号）　年　月　日　厚発　第　号で交付決定された（元号）　年度地域支援事業交付金については、（元号）　年　月　日　第　号申請に基づき、（元号）　年　月　日　厚発　第　号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（元号）年　月　日

都道府県知事

１　交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、（元号）〇〇年〇月〇〇日厚生労働省発老第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働事務次官通知の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は｛（元号）年　月　日第　号申請書記載のとおり／２のとおり｝である。

２　事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費　金　　円（内今回増加（減少）額　　金　　円）

交付金の額　　金　　円（内今回追加交付（一部取消）額　金　　円）

３　事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区　分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防・日常生活支援総合事業	金　　円 内今回増加（減少）額　金　　円	金　　円 内今回追加交付（一部取消）額　金　　円
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	金　　円 内今回増加（減少）額　金　　円	金　　円 内今回追加交付（一部取消）額　金　　円
包括的支援事業（社会保障充実分）	金　　円 内今回増加（減少）額　金　　円	金　　円 内今回追加交付（一部取消）額　金　　円
介護情報利活用事業	金　　円 内今回増加（減少）額　金　　円	金　　円 内今回追加交付（一部取消）額　金　　円

４　この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第９条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、（元号）　年　月　日とする。

別紙様式第7

番　　号

（元号）　年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

（市町村名）

（元号）　年　月　日　厚発　第　号で交付決定された（元号）　年度地域支援事業交付金については、（元号）　年　月　日　第　号事業実績報告に基づき、（元号）　年　月　日　厚発　第　号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、（元号）　年　月　日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

（元号）　年　月　日

都道府県知事

（別表）

（元号）　年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市 町 村 名

		確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金		円	円	円
内訳	介護予防・日常生活支援総合事業	円	円	円
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業	円	円	円
	包括的支援事業（社会保障充実分）	円	円	円
	介護情報利活用事業	円	円	円

別紙様式第８

第　　号
（元号）　年　月　日

地方厚生（支）局長　　殿

都道府県知事

（標　　題）

管内市町村から提出された標記申請（報告）書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

記入上の注意

標題は、次のとおり記入する。

(1)　当初申請のときは、「（元号）　　年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳（様式１）を添付すること。

(2)　変更交付申請のときは、「（元号）　　年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳（様式１）を添付すること。

(3)　事業実績報告のときは、「（元号）　　年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳（様式２）を添付すること。

別紙様式第8様式1

（元号）　年度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内訳（総括表）

（項）高齢者日常生活支援等推進費
（目）地域支援事業交付金

（都道府県名：　　）

項番	市町村名	保険者番号	交付申請公文書 年月日	交付申請公文書 番号	区　分	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C（A－B）	対象経費支出予定額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	総合事業調整交付金所要額 H	調整基準標準事業費額 I	上限設定の選択 J	個別協議の有無 K	備考
						円	円	円	円	円	円	円	円	円			
1					介護予防・日常生活支援総合事業												
					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
					在宅医療・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター・協議体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業												
					就労的活動支援コーディネーター												
					認知症初期集中支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
					地域ケア会議推進事業												
					介護情報利活用事業												
					計												
2					介護予防・日常生活支援総合事業												
					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
					在宅医療・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター・協議体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業												
					就労的活動支援コーディネーター												
					認知症初期集中支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
					地域ケア会議推進事業												
					介護情報利活用事業												
					計												
3					介護予防・日常生活支援総合事業												
					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
					在宅医療・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター・協議体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業												
					就労的活動支援コーディネーター												
					認知症初期集中支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
					地域ケア会議推進事業												
					介護情報利活用事業												
					計												
4					介護予防・日常生活支援総合事業												
					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
					在宅医療・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター・協議体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業												
					就労的活動支援コーディネーター												
					認知症初期集中支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
					地域ケア会議推進事業												
					介護情報利活用事業												
					計												
合計					介護予防・日常生活支援総合事業												
					包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業												
					在宅医療・介護連携推進事業												
					生活支援コーディネーター・協議体												
					住民参画・官民連携推進事業												
					生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業												
					就労的活動支援コーディネーター												
					認知症初期集中支援推進事業												
					認知症地域支援・ケア向上事業												
					認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業												
					地域ケア会議推進事業												
					介護情報利活用事業												
					計												

（注）1　B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2　E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。
3　F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。
4　G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（**1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。**）を記入すること。
5　H欄、I欄には、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含めない。

別紙様式第8様式2

（元号） 年度地域支援事業交付金精算書市町村別内訳（総括表）

（項）高齢者日常生活支援等推進費

（目）地域支援事業交付金

（都道府県名：　　）

項番	市町村名	区　分	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額 C（A－B）	対象経費実支出額 D	基準額 E	交付基本額 F	交付金所要額 G	交付金交付決定額 H	交付金受入済額 I	差引過不足額 I－G 超過額 J	差引過不足額 I－G 不足額 K	総合事業調整交付金所要額 L	調整基準標準事業費額 M	上限設定の選択 N	個別協議の有無 O	備考
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
1		介護予防・日常生活支援総合事業																
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																
		在宅医療・介護連携推進事業																
		生活支援コーディネーター・協議体																
		住民参画・官民連携推進事業																
		生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業																
		就労的活動支援コーディネーター																
		認知症初期集中支援推進事業																
		認知症地域支援・ケア向上事業																
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業																
		地域ケア会議推進事業																
		介護情報利活用事業																
		計																
2		介護予防・日常生活支援総合事業																
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																
		在宅医療・介護連携推進事業																
		生活支援コーディネーター・協議体																
		住民参画・官民連携推進事業																
		生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業																
		就労的活動支援コーディネーター																
		認知症初期集中支援推進事業																
		認知症地域支援・ケア向上事業																
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業																
		地域ケア会議推進事業																
		介護情報利活用事業																
		計																
3		介護予防・日常生活支援総合事業																
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																
		在宅医療・介護連携推進事業																
		生活支援コーディネーター・協議体																
		住民参画・官民連携推進事業																
		生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業																
		就労的活動支援コーディネーター																
		認知症初期集中支援推進事業																
		認知症地域支援・ケア向上事業																
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業																
		地域ケア会議推進事業																
		介護情報利活用事業																
		計																
4		介護予防・日常生活支援総合事業																
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																
		在宅医療・介護連携推進事業																
		生活支援コーディネーター・協議体																
		住民参画・官民連携推進事業																
		生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業																
		就労的活動支援コーディネーター																
		認知症初期集中支援推進事業																
		認知症地域支援・ケア向上事業																
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業																
		地域ケア会議推進事業																
		介護情報利活用事業																
		計																
合計		介護予防・日常生活支援総合事業																
		包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業																
		在宅医療・介護連携推進事業																
		生活支援コーディネーター・協議体																
		住民参画・官民連携推進事業																
		生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業																
		就労的活動支援コーディネーター																
		認知症初期集中支援推進事業																
		認知症地域支援・ケア向上事業																
		認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業																
		地域ケア会議推進事業																
		介護情報利活用事業																
		計																

（注）１　B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額を記入すること。

２　E欄には、交付要綱4に定める基準額を記入すること。

３　F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額から、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を控除した額を記入すること。

４　G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額（**1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。**）を記入すること。

５　H欄、I欄、L欄、M欄には、重層的支援体制整備事業に要する費用相当額を含まない